

藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について
藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成19年藤沢市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第19条の規定による改正前の」を加え、「。以下「法」という。」を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、住民基本台帳法が改正されたことに伴い、規定の整備を図る必要による。